

700社超が導入

## 奨学金の返済、会社が肩代わり 企業・社員、双方のメリットは？

© 2023年04月21日 07時00分 公開

[ITmedia]



PR ハイブリッドワーク、できる・できない企業の差は？ ITmedia NEWSが徹底調査

PR 感染をなかったことにできる？ 対策パッチリおすすすめPC

社員が学生時代に借りた奨学金の返済を、勤務先の企業が福利厚生の一環として、一部または全額を返済する制度の導入が全国の企業に広がっている。企業と社員の双方にとって、どのようなメリットがあるのか。



社員の奨学金返済を企業が肩代わりする制度が広がっている（Gettyイメージズ）

「卒業後の奨学金返済に苦しむ若者の助け舟になりたいと考えた」

3月から制度を導入した神戸市の工場設備商社「吉岡興業」の担当者はこう話す。同社は、社員が在学中に受けた奨学金の一部を肩代わりする「奨学金返済負担軽減支援制度」を導入。対象は、正社員として1年半勤務する30歳までの社員で、月額1万2500～1万5000円を支援。最大5年間で90万円を上限に支給する。

給与として支払うのではなく、同社が日本学生支援機構に直接返済する。

**<< 「奨学金返済負担軽減支援制度」の概要 >>**

**● 若者の未来に助け舟を出します**

若者の2人に1人が苦しむ「奨学金返済」。大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒業者であって、日本学生支援機構の奨学金を返済中である30歳以下の正社員が対象となります。「奨学金返済」を「吉岡興業株式会社」で負担する事により、従業員がより一層仕事に打ち込み、意欲が向上し、人生を楽しみながら長く働ける環境を作っております。

**● 会社が日本学生支援機構に直接支払います**

  
**独立行政法人  
日本学生支援機構**  
Japan Student Services Organization

奨学金支援金額は、神戸市に在住者は月額15,000円、神戸市以外の在住者は月額12,500円とし、5年間で最大90万円の支給とします。対象の従業員が欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給とします。

「吉岡興業」が3月から導入した制度の概要（プレスリリースより）

## 企業・社員にとってのメリットは？


企業の奨学金返還支援（代理返還）制度は従来、各企業が社員の給与などに返済分を上乗せして支援していたが、2021年4月から制度が改正され、企業が奨学金を貸与する日本学生支援機構に直接送金できるようになった。

この制度は社員と企業の双方にとってメリットが大きい。

社員にとっては奨学金返済の負担が減る。企業が直接機構に送金することで、通常の給与と返済額が区分され、返済分の所得税なども原則かからない。

企業にとっても、代理返還は社員の奨学金の返済にあてるための給付となるため、給与として損金算入ができ、法人税の減税につながる。制度を利用する企業が希望すれば、機構の公式Webサイトに掲載され、大学などに紹介される。人手不足が課題となっている企業にとっては、大きな宣伝効果が期待できる。

**企業の奨学金返還支援（代理返還）への対応**

  
独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASO  
Japan Student Services Organization

**2. 本制度を利用する場合（企業から機構へ直接送金すること）の課税等の関係**

**①【所得税】非課税となり得ます。**

返還者にとって、企業が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。  
※返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。  
 【参考】国税庁HP「質疑応答事例（所得税）」  
 ○奨学金の返済に充てるための給付は「学費に充てるため給付される食品」に該当するか（抜粋）  
 奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学費に充てられており、かつ、その②給付される食品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を課税する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学費金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

**②【法人税】給与として損金算入できるほか、「賞上げ促進税制」の対象になり得ます。**

企業にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賞上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。  
※賞上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%（中小企業の場合40%）を税額控除\* \*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

**③【社会保険料】原則として、標準報酬月額額の算定のもととなる報酬に含めません。**

奨学金返還支援（代理返還）による返還金は、原則として報酬に含めません。  
※ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含まれます。

**3. 本制度を利用される企業に対する機構の対応**

**本制度の利用企業を当機構のHPに掲載するとともに、大学等に紹介させていただきます。**

本制度を利用又は利用予定の企業名及び返還支援要件等の情報を当機構HPに掲載するほか、大学等に紹介します。  
※掲載及び紹介することをご了解いただいた企業に限ります。

制度による社員・企業双方のメリット（日本学生支援機構の資料より）

機構によると、制度を導入している企業は4月1日時点で700社を超えるという。

奨学金の返済は若い世代を中心に大きな負担となっている。労働者福祉中央協議会（東京都千代田区）が3月に公表した、貸与型奨学金を返済する男女2200人を対象に実施した調査結果によると、4割弱が奨学金返済が「結婚に影響している」と回答。3割強が「出産」「子育て」「持ち家取得」に影響していると答えた。

Copyright © ITmedia, Inc. All Rights Reserved.

コメント [利用規約](#)

コメントを入力する（最大500文字）

※誹謗中傷や名誉毀損、他人に不快感を与える投稿をしないように十分に注意してください

0/500

名前(任意30文字以内)

コメントを送信

人気順 ▼

no name ID: 6de518

凄くいい制度だと思います。もっともっと若い人達のための企業や国の支援！！(家の子達も含め)子供達が社会に出ても負担なく学べる制度が出来ればいいと思います。若い人達が確実にこれからの日本を背負っていくので！！優秀な人材を確保する為にも、素晴らしいと思います。日本の大学学費が高過ぎるのも問題かなと思いますし。現在の学生だけじゃなくて！！

今、社会に出て働きながら苦労しながら返済してる若い人、... [続きを表示](#)👍 2 🗨️ 0 [返信する](#) ツイート 2日前

Powered by ユーザーローカルAIコメント

続きを読むには、コメントの利用規約に同意し「アイティメディアID」および「ITmedia ビジネスオンライン通信」の登録が必要です

[一覧ページへ](#)**忙しいあなたにオススメ！サクッと読める「3分Biz.」**